

○藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年6月20日

条例第6号

改正 昭和50年3月28日条例第34号

昭和52年3月16日条例第37号

昭和53年6月29日条例第4号

昭和57年9月27日条例第11号

昭和57年12月27日条例第14号

(題名改称)

昭和61年3月31日条例第34号

平成3年3月27日条例第25号

平成3年12月20日条例第20号

平成23年2月24日条例第36号

平成23年9月21日条例第10号

平成25年12月12日条例第16号

平成30年3月30日条例第48号

平成31年3月15日条例第43号

令和元年9月17日条例第10号

令和3年6月25日条例第10号

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 災害弔慰金(第2条—第5条)

第3章 災害障がい見舞金(第6条)

第4章 災害援護資金(第7条—第16条)

第5章 雑則(第17条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、この市の住民の福祉及び生活の安定を図るため、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づく災害弔慰金の支給、法第8条第1項の規定に基づく災害障がい見舞金の支給及び法第10条第1

項の規定に基づく災害援護資金の貸付けについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(昭和57条例14・平成23条例36・令和3条例10・一部改正)

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第2条 市長は、法第3条第1項に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡した者の遺族に対し、規則で定めるところにより、災害弔慰金を支給する。

2 災害弔慰金の額は、死亡した者1人につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第6条第1項に規定する災害障がい見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障がい見舞金の額を控除した額とする。

(1) 死亡した者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる遺族の生計を主として維持していた場合 5, 000, 000円

(2) その他の場合 2, 500, 000円

(昭和57条例14・全改、昭和61条例34・平成3条例20・平成30条例48・一部改正、令和3条例10・旧第3条繰上・一部改正)

(災害弔慰金を支給する遺族)

第3条 災害弔慰金を支給する遺族は、法第3条第2項に規定する遺族の範囲とする。

2 前項の規定により災害弔慰金の支給を受けることのできる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順位とする。

3 前項の場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにした者を先にし、同順位の父母については義父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、義父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

4 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、当該各項の規定にかかわらず、第1項に規定する遺族のうち市長が適当と認める者を第1順位者として、その者に対して災害弔慰金を支給することができる。

5 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした災害弔慰金の支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(昭和61条例34・平成23条例10・一部改正、令和3条例10・旧第4条繰上・一部改正)

(災害による死亡の推定)

第4条 災害の際、現にその場にあわせた者につき、当該災害のやんだ後3箇月間その生死がわからない場合には、その者は当該災害によつて死亡したものと推定する。

(令和3条例10・旧第5条繰上)

(災害弔慰金の支給の制限)

第5条 市長は、その災害による死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合その他これを支給することが不相当と認められる場合には、災害弔慰金を支給せず、又は既に支給した災害弔慰金を返還させるものとする。

(令和3条例10・追加)

第3章 災害障がい見舞金

(昭和57条例14・追加、平成23条例36・令和3条例10・改称)

(災害障がい見舞金の支給)

第6条 市長は、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に法別表に掲げる程度の障がいがある者(次項において「障がい者」という。))に対し、災害障がい見舞金を支給するものとする。

2 災害障がい見舞金の額は、障がい者が当該災害により負傷し又は疾病にかかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては、2,500,000円とし、その他の場合にあつては1,250,000円とする。

3 第1項に規定する災害障がい見舞金の支給については、前条の規定を準用する。

(昭和57条例14・追加、平成3条例20・平成23条例36・一部改正、令和3条例10・旧第7条繰上・一部改正)

第4章 災害援護資金

(昭和57条例14・旧第3章繰下)

(災害援護資金の貸付け等)

第7条 市長は、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「政令」という。)第3条に規定する災害(以下「政令による災害」という。)により、法第10条第1項各号の規定に該当する被害を受けた同項に規定する世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けをするものとする。

2 前項に規定する災害援護資金の貸付け限度額は、次の表の左欄に掲げる災害による当該世帯の被害の種類及び程度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

被害の種類及び程度	貸付限度額
-----------	-------

1 世帯主の1箇月以上の負傷のある場合	1 家財等の損傷がない場合	1, 500, 000円
	2 家財の3分の1以上の損害	2, 500, 000円
	3 住居が半壊した場合(住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)	2, 700, 000円 (3, 500, 000円)
	4 住居が全壊した場合	3, 500, 000円
2 世帯主の1箇月以上の負傷のない場合	1 家財の3分の1以上の損害	1, 500, 000円
	2 住居が半壊した場合(住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)	1, 700, 000円 (2, 500, 000円)
	3 住居が全壊した場合(住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)	2, 500, 000円 (3, 500, 000円)
	4 住居の全体が滅失又は流失した場合	3, 500, 000円

(昭和50条例34・昭和52条例37・昭和53条例4・一部改正、昭和57条例14・旧第7条繰下・一部改正、平成3条例20・一部改正、令和3条例10・旧第8条繰上・一部改正)

(償還方法)

第8条 災害援護資金の償還方法は、元利均等年賦償還、元利均等半年賦償還又は元利均等月賦償還とする。ただし、繰り上げ償還をすることができる。

(昭和57条例14・旧第8条繰下、平成31条例43・一部改正、令和3条例10・旧第9条繰上)

(償還期間)

第9条 災害援護資金の償還期間は、据置期間3箇年を含み10年を超えない範囲内とする。

2 市長は、次の各号の一つに該当する場合は、前項に規定する据置期間を5箇年まで延長することができる。

- (1) 災害援護資金の貸付けが行われる被害を受けた時の前1箇年以内に法第10条第1項の被害(災害以外によるこれに相当する被害を含む。)を受けた場合
- (2) 政令による災害により世帯主が死亡したとき、又は世帯主が地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条の15の7に規定する特別障害者となった場合
- (3) 生活保護を受けている世帯が被災した場合

(4) 当該被害の原因となった災害により住居が全壊した場合

(昭和57条例14・旧第9条繰下・一部改正、平成25条例16・一部改正、令和3条例10・旧第10条繰上・一部改正)

(一時償還)

第10条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一つに該当する場合は、災害援護資金の貸付けを受けた者に対し、災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

(1) 偽りその他不正な手段にとり貸付けを受けたとき。

(2) 償還金の償還履行を怠ったとき。

(昭和57条例14・旧第10条繰下、令和3条例10・旧第11条繰上)

(利率)

第11条 災害援護資金の利率は、据置期間中に無利子とし、据置期間経過後は、保証人(第13条第1項に規定する保証人をいう。以下この条、次条及び第16条において同じ。)を立てる場合には無利子と、保証人を立てない場合には延滞の場合を除き年1パーセントとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(昭和57条例14・旧第11条繰下、平成31条例43・令和元条例10・一部改正、令和3条例10・旧第12条繰上・一部改正)

(償還の免除)

第12条 市長は、法第14条の規定に基づき、災害援護資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一つに該当する場合は、償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が第16条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合又は保証人が当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められる場合は、この限りでない。

(1) 死亡したとき。

(2) 精神又は身体に著しい障がいを受けたため、償還することができなくなつたと認められるとき。

(3) 破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたとき。

(昭和57条例14・旧第12条繰下・一部改正、平成23条例36・平成31条例43・令和元条例10・一部改正、令和3条例10・旧第13条繰上・一部改正)

(保証人)

第13条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 前項に規定する保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、次条に規定する違約金を包含するものとする。

(昭和57条例14・旧第13条繰下、平成31条例43・一部改正、令和3条例10・旧第14条繰上)

(違約金)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けている者が、償還期日に償還を行わなかったときは、政令第9条に規定するところにより計算した違約金を徴収するものとする。ただし、償還期日に償還を行わなかったことが、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(昭和57条例14・旧第14条繰下、平成31条例43・一部改正、令和3条例10・旧第15条繰上・一部改正)

(償還の猶予)

第15条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、法第13条第1項に規定するやむを得ない理由により、償還の履行が当該世帯の生活に重大な支障をきたすと認められるときは、一定の期間を定めて償還を猶予するものとする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、次条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により償還の猶予がなされたときは、第11条に規定する利子の計算は、猶予前の償還期日に償還されたものとみなす。

(昭和57条例14・旧第15条繰下、平成25条例16・令和元条例10・一部改正、令和3条例10・旧第16条繰上・一部改正)

(報告等)

第16条 市長は、この条例の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提出を求めることができる。

(令和元条例10・追加、令和3条例10・旧第17条繰上)

第5章 雑則

(昭和57条例14・旧第5章繰下、令和3条例10・旧第6章繰上)

(委任)

第17条 この条例の施行について、必要な事項は別に市長が定める。

(昭和57条例14・旧第18条繰下、令和元条例10・旧第19条繰下、令和3条例10・旧第21条繰上)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、法の施行日(昭和49年1月1日)以後に生じた災害から適用することを妨げないものとする。

付 則(昭和50年条例第34号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行(以下「施行日」という。)し、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律(昭和50年法律第1号)の施行の日(昭和50年1月23日)から適用(以下「適用日」という。)する。

(災害弔慰金等に係る経過措置)

2 この条例による適用日前に改正前の藤沢市災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により支給事由の生じた者の災害弔慰金及び災害援護資金については、なお従前の例による。

(災害弔慰金の支給に係る経過措置)

3 この条例による適用日から施行日前までの間に発生した災害により被害を受けた者が既に、改正前の条例の規定により災害弔慰金の支給を受けている場合は、市長は、すみやかに、改正後の藤沢市災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による金額を支給するものとする。ただし、改正後の条例第3条第2項後段に規定する支給事由に該当する場合は、この限りでない。

(災害援護資金に係る経過措置)

4 この条例による適用日から施行日前までの間に発生した災害により被害を受け、既に改正前の条例に規定する災害援護資金の貸付け事由により、当該貸付けの申請をし、又は貸付けの決定を受け、若しくは貸付け額を受けている者が、改正後の条例の規定による災害援護資金の貸付けを受けようとする場合は、すみやかに市長に変更したい旨を申し出なければならない。

付 則(昭和52年条例第37号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行(以下「施行日」という。)し、昭和51年9月7日(以下「適用日」という。)から適用する。

(災害弔慰金等に係る経過措置)

- 2 この条例による適用日前に既に改正前の藤沢市災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により支給事由の生じた者の災害弔慰金及び災害援護資金については、なお従前の例による。

(災害弔慰金の支給に係る経過措置)

- 3 この条例による適用日から施行日前までの間に発生した災害により被害を受けた者が既に、改正前の条例の規定により災害弔慰金の支給を受けている場合は、市長は、すみやかに、改正後の藤沢市災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による差額を支給するものとする。

(災害援護資金に係る経過措置)

- 4 この条例による適用日から施行日前までの間に発生した災害により被害を受け、既に改正前の条例に規定する災害援護資金の貸付け事由により、当該貸付けの申請をし、又は貸付けの決定を受け、若しくは貸付け額を受けている者が、改正後の条例の規定による災害援護資金の貸付けを受けようとする場合は、すみやかに市長に変更したい旨を申し出なければならない。

付 則(昭和53年条例第4号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行(以下「施行日」という。)し、昭和53年1月14日(以下「適用日」という。)から適用する。

(災害援護資金に係る経過措置)

- 2 この条例による適用日前に既に改正前の藤沢市災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により支給事由の生じた者の災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(災害援護資金の貸付け申請書等に係る経過措置)

- 3 この条例による適用日から施行日までの間に発生した災害により被害を受け、既に改正前の条例に規定する災害援護資金の貸付け事由により、当該貸付けの申請をし、又は貸付けの決定を受け、若しくは貸付け額を受けている者が、改正後の条例の規定による災害援護資金の貸付けを受けようとする場合は、すみやかに市長に変更したい旨を申し出なければならない。

付 則(昭和57年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の藤沢市災害弔慰金等の支給及

び災害援護資金の貸付け条例の規定は、昭和57年9月12日以後に生じた災害に関して適用する。

付 則(昭和57年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその原因が発生した災害について適用する。

附 則(平成3年条例第25号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成3年条例第20号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2号の改正規定、第3条の2の改正規定、第17条第2項の改正規定及び第17条の2第2項の改正規定は、平成4年1月1日から施行する。
- 2 改正後の藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例第3条第1号及び第7条第2項の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害見舞金について、第8条第2項の表の規定は平成3年5月26日以後に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成23年条例第36号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

附 則(平成25年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年条例第48号)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害見舞金について適用し、同日前に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害

見舞金については、なお従前の例による。

附 則(平成31年条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第12条及び第14条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第13条の規定は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、この条例の施行の日以後に同条各号に該当することとなつた場合について適用し、同日前に該当することとなつた場合については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第15条の規定は、同条の規定による違約金のうち、この条例の施行の日以後の期間に係る部分について適用し、同日前の期間に係る部分については、なお従前の例による。

附 則(令和元年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害について適用し、同日前に生じた災害については、なお従前の例による。